

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年2月8日(2018.2.8)

【公表番号】特表2012-528155(P2012-528155A)

【公表日】平成24年11月12日(2012.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-047

【出願番号】特願2012-513053(P2012-513053)

【国際特許分類】

| | | |
|---------|--------|-----------|
| A 6 1 K | 47/50 | (2017.01) |
| A 6 1 K | 39/00 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 9/14 | (2006.01) |
| C 0 7 D | 471/04 | (2006.01) |
| C 0 7 D | 487/04 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 37/02 | (2006.01) |
| C 0 8 G | 63/02 | (2006.01) |

【F I】

| | | |
|---------|--------|---------|
| A 6 1 K | 47/48 | |
| A 6 1 K | 39/00 | G |
| A 6 1 K | 9/14 | |
| C 0 7 D | 471/04 | 1 0 5 C |
| C 0 7 D | 471/04 | C S P |
| C 0 7 D | 487/04 | 1 4 4 |
| A 6 1 P | 37/02 | |
| C 0 8 G | 63/02 | |

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年12月18日(2017.12.18)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0069

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0069】

「合成ナノキャリアの最大寸法」は、合成ナノキャリアのいずれかの軸に沿って測定されるナノキャリアの最大寸法を意味する。「合成ナノキャリアの最小寸法」は、合成ナノキャリアのいずれかの軸に沿って測定されるナノキャリアの最小寸法を意味する。例えば球状合成ナノキャリアでは、合成ナノキャリアの最大および最小寸法は実質的に同一であり、その直径のサイズである。同様に立方体合成ナノキャリアでは、合成ナノキャリアの最小寸法は、その高さ、幅または長さの内最小のものである一方、合成ナノキャリアの最大寸法は、その高さ、幅または長さの内最大のものである。一実施形態では、サンプル中の合成ナノキャリアの総数を基準にして、サンプル中の少なくとも75%、好ましくは少なくとも80%、より好ましくは少なくとも90%の合成ナノキャリアの最小寸法は100nmを超える。実施形態では、サンプル中の合成ナノキャリアの総数を基準にして、サンプル中の少なくとも75%、好ましくは少なくとも80%、より好ましくは少なくとも90%の合成ナノキャリアの最大寸法は5μm以下である。好ましくは、サンプル中の合成ナノキャリアの総数を基準にして、サンプル中の少なくとも75%、好ましくは少なくとも80%、より好ましくは少なくとも90%の合成ナノキャリアの最小寸法は、110nm以上、より好ましくは120nm以上、より好ましくは130nm以上、なおより好ましくは150nm以上である。好ましくは、サンプル中の合成ナノキャリアの総数を

基準にして、サンプル中の少なくとも 7 5 %、好ましくは少なくとも 8 0 %、より好ましくは少なくとも 9 0 %の合成ナノキャリアの最大寸法は、3 μ m以下、より好ましくは2 μ m以下、より好ましくは1 μ m以下、より好ましくは8 0 0 nm以下、より好ましくは6 0 0 nm以下、なおもより好ましくは5 0 0 nm以下である。好ましい実施形態では、サンプル中の合成ナノキャリアの総数を基準にして、サンプル中の少なくとも 7 5 %、好ましくは少なくとも 8 0 %、より好ましくは少なくとも 9 0 %の合成ナノキャリアの最大寸法は、1 0 0 nm以上、より好ましくは1 2 0 nm以上、より好ましくは1 3 0 nm以上、より好ましくは1 4 0 nm以上、なおもより好ましくは1 5 0 nm以上である。合成ナノキャリアサイズの測定は、合成ナノキャリアを（通常は水性の）液体媒体に懸濁して動的光散乱を使用して（例えばBrookhaven ZetaPAL S装置を使用して）得られる。